

1. 開会	
松本会長	出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から、「令和4年度第3回長崎地方最低賃金審議会」を始めます。 初めに事務局から委員の出欠状況について報告してください。
木場補佐	現在、委員総数15名のうち、11名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。
松本会長	改めまして、皆様本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。 さて、本日は、去る8月1日に開催した第2回本審において審議日程を変更し、本日の第3回本審で目安伝達を行うこととしたところです。 一昨日の8月2日に開催された中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申がなされました。 本日の会議では、目安の伝達を事務局に行っていただきます。
2. 議題	
(1) 中央最低賃金審議会の目安答申について 松本会長	では、本日の議題「中央最低賃金審議会の目安答申について」、事務局から説明をお願いいたします。
平野室長	それでは、目安答申について伝達いたします。 最低賃金の引上げの目安額につきましては、既に報道等からご承知のことと存じますが、今年度の引上げの目安額につきましては、A, Bランク 31 円、C, Dランク 30 円、引上げ率に換算しますと 3.3%という結果で取りまとめられております。 ちなみに、長崎県はDランク 30 円です。 中央最低賃金審議会での審議の経過についてですが、本年6月28日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に目安額の諮問がなされた後、目安小委員会で目安についての審議が行われております。 第4回目安小委員会は7月25日、15時から開催され、深夜まで審議が行われていますが、結論に至らないまま、終了となっています。

例年ですと、翌日に審議が再開されるところ、今年度の審議の進め方に関しては、昨年度の審議会においては、異例の採決となり、その後の審議の総括においても、「労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する」としたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があること。

例年以上に、目安額とその根拠・理由について、明確で納得できるものとして欲しいとの意見が労使から出ている状況であること。

これらを踏まえ、目安額とその根拠・理由について公益委員が再度検討する時間が必要となるといった理由から、日をおいて議論を再開することとされました。

そして、8月1日、15時から第5回目安小委員会で協議が再開され、同日の深夜に小委員会報告が取りまとめられました。

その後、8月2日に、中央最低賃金審議会の総会へ目安小委員会報告が提示され、審議の上、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対して、「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」答申がなされました。

皆様のお手元にお配りしております資料「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」をご覧ください。

答申の内容を読み上げます。

令和4年6月28日に諮問のあった令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記の通り答申する。

- 1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも

対応したものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

- 6 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上、6項目となります。

続きまして、記の2で読み上げました、地方最低賃金審議会に提示する、公益委員見解（別紙1）、及び小委員会報告（別紙2）につきまして説明いたします。

1枚めくっていただきますと、別紙1としまして、「公益委員見解」が示されております。

まず、1としまして、「令和4年度地域別最低賃金改定の引上げ額の目安」が、ランク別の一覧表に示されており、A、Bランク31円、C、Dランク30円となっております。

次に2の（1）において「目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。」と述べたうえで、

ア 賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、1.5%と平成14年以降最大であったことに加え、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率は2.1%となっているものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があるという点に留意が必要であること。

イ 労働者の生計費については、必需品的な支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられるため、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、今年4月の「持家の帰属家賃を

除く総合」が示す 3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要があること。

ウ 通常の事業の賃金支払能力については、通常の事業の賃金支払能力については、一部の産業や企業ではなく全産業や企業全体の賃金支払能力を指すと解されるところ、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないこと。

エ 各ランクの引上げ額の目安については、これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては 3.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、①賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1～6月の消費者物価の上昇率は、A・Bランクがやや高めに推移していること、②昨年度はAランクの地域を中心に雇用情勢が悪化していたが、今年度はAランクにおいても足下では雇用情勢が改善していることから、A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられる。

一方、③地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる、との見解を示しています。

また、オ 政府に対する要望については、今年度は4月以降に消費者物価が上昇したこともあり、結果として、(最低賃金法第9条第2項の)3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした、と記載したうえで、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡充、特に、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」等に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた下請取引の適正化にかかる環境整備が「政府に対する要望」として述べられています。

(2)には、生活保護水準と最低賃金との比較結果について示されています。

次に、別紙2「小委員会報告」をご覧ください。

この中で、2として「労働者側見解」、3として「使用者側見解」、4として「意見の不一致」、5として「公益委員見解及びその取扱い」が示されています。

	以上が、目安答申の概要でございます。
松本会長	ただ今、中央最低賃金審議会の目安答申についての伝達がありましたが、ご質問等はございませんか。 まず、ご質問を受け付けます。 どなたかご質問ございますでしょうか。
各委員	<質問等なし>
松本会長	ご質問もないようですので、では労使の各委員から、この中央最低賃金審議会の目安答申についての受け止め、あるいはご意見をお聞かせいただければと思いますが、まず使用者側委員からいかがでしょうか。
岩根委員	使用者側委員の岩根でございます。 目安の提示について、使用者側の考えを述べさせていただきます。 まず、審議会参加の皆さんには、最低賃金審議に当たって、従来から重視している考え方、これは平成22年、26年政労使合意というものがあります。 GDP600兆円達成、経済成長3%達成、賃金引上げ3%達成で、この経済の好循環を最低賃金に反映し、最低賃金を3%ずつ引き上げて、全国平均1,000円の早期達成というのが基本的な考え方でずっと政労使が合意したものであるものと認識しております。 現状の経済成長がどうなっているのか、こういうものも含めて審議の場で我々は主張していきたいと思っております。 ほぼ今回の目安答申に当たっては、そこら辺は全く無視になっているというふうに思います。 それから3要素を重視した審議ということで、審議が行われたとなっておりますけれども、まず一番重要なのは企業の支払い能力であります。 支払い能力がなければお金は払えません。 本来賃金は雇用者と労働者との私的契約であります。 強制力を持つ最低賃金で、必要以上に法的権力が介入するのはおかしい世界だと考えます。 経済の話ではなく最低賃金は社会保障の世界であると考えています。 この中では第4表、これは専門的な世界なので、専門部会の中ではつきり主張していきますけれども、数字がそんなに大きく出ていません。 第4表よりも連合さんの調査であるとか、経団連等の大企業を中心とした数字、そっちの方を重視しているようなイメージを持っています。 それから、我々審議会の中では影響率というものがございます。

松本会長	要は強制的に引上げをしなければいけない人たち、企業、その率を示すものですが、昨年の時点でこれが20%近い数字になっています。 今年度の数字は改めて専門部会で提示されると思いますけど、使用者側としては第4表、それから影響率をベースにして主張を行っていきたいと考えています。 特に影響率を無視して賃金引上げを強制する場合、当然廃業とか、事業の停止とか事業を失う経営者、それから仕事を失う労働者というものが出てきます。 そういうところにもしっかりと気を配りながら、審議を行っていきたいというふうに考えます。 それから、今回の最大のポイントだと考えてますが、物価高の影響を受けてるのは労働者だけではないということです。 使用者も等しく影響を受けています。 労働者の物価高の影響を相当重視した数字を提示されていますけど、使用者側の影響を明記しておきながら、何も直接的な数字として出してこない。 大きな片落ちだと考えています。 タクシーは特に燃料費、飲食業・食料品は電気、ガス、燃料費。 運送業は燃料費、労働者だけの賃金の部分の影響を反映するのは、著しく意図的な片落ちだと使用者側は考えております。 それから、ほぼ最後になりますけど、長崎県の地域事情にしっかりと眼を開いて、現実にも目を向けようというふうに考えております。 離島・半島、製造業、大企業が少ない、若者の県外流出、これは最低賃金ではなく県民所得の低さ、つまり経済基盤が弱いのが原因だと我々は考えております。 特に観光業が経済の柱である長崎県にとって、県外からの観光局が落としていく外貨獲得が重要であります。 現在のコロナの影響はその外貨獲得、県外からの観光客の入り、これに大きな影響を受けていると考えています。 コロナの直撃、経済の影響は平均的な都道府県よりも大きいものと思います。 最後にもう一度言いますが、本年度の最低賃金審議に係る中央での審議の状況は本来重視すべき数字以上に、唯一物価高の影響を労働者側の身に配慮したものであり、大きな片落ちとして改めて、専門部会の場合使用者側としての主張をしていきたいと考えています。 以上です。 はい、使用側の他の委員からもしご意見がございましたら。
-------------	---

使用者側委員	ございますか。 <意見なし>
松本会長	特段、ございませんか。 そうしましたら、次に労働者側委員の方からご意見をお願いします。
岩永委員	中央最低賃金審議会においてA・Bランクにおいて31円、C・Dランク30円とする2022年度の地域別最低賃金改定の目安がまとめられました。 これは現下の情勢すなわち経済の回復に加えて、物価上昇などこれまでと状況が異なる情勢などを踏まえ、昨年各地の地方最低賃金審議会では議論が紛糾した反省を生かし、公労使三者が真摯に議論を尽くした結果と受け止めております。 また、過去最高となる目安の30円の水準につきましては、最低賃金近傍で働く者の労働条件に資するものであると評価するところではありますけれども、依然として、ナショナルミニマム水準として十分とは言えず、今後もなお一層の引上げと継続的な引上げは社会的要請であると受け止め、本県の審議に臨みたいと考えているところでございます。 労働側としては、「誰もが時給1,000円」の実現に向けて、長崎県においても、これまで主張してきました「連合リビングウェイジである990円」、昨年までは950円と、その早期到達を目指してこれまで審議を重ねてきております。 また、今次春季生活闘争におきましては、日本経済の自立的成長のためには、「人への投資」が不可欠であると求め、使用者側もそれに応えて、賃上げが実現できていると思っているところでございます。 この流れを、足下の物価上昇に悲鳴をあげている最低賃金近傍で懸命に働いている方々へ波及させることが、社会的要請であるというふうに考えているところでございます。 引き続き、早期に「誰もが時給1,000円」の実現に向けた考え方に変わりはございません。 また、最低賃金の地域間格差が隣県や都市部への労働力流出の一因となっているとの認識に立ち、特に賃金水準が全国下位にある長崎県においては、額差改善に向け最低賃金に向け、最低賃金の引上げが必要不可欠であると考えています。 したがって、地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が出された目安を十分に参酌して、参酌した引上げに向け労使のみならず官民全体の協力で実現にしたいと考えています。

	そのためにも、最低賃金の影響を受ける中小企業への国や県等からの支援の拡充をお願いし、引き続き公労使三者構成を大切にして議論に臨みたいと考えているところでございます。 以上でございます。
松本会長	はい、それでは労働者側、他の方意見がもしございましたらお願いします。
労働者側委員	<意見なし>
松本会長	ございませんか。 ありがとうございました。 ただいま労使双方よりご意見をいただきましたが、具体的な金額審議につきましては、専門部会の場において、議論を深めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 それでは、本日予定しておりました議題は終了いたしましたので、これをもって、本日の審議会は閉会といたします。 なお、本日の審議会の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は岩根委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、この後、専門部会を開催しますので、専門部会委員の方はこの会議室にお残りください。 どうもお疲れ様でした。